

○災害時における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請に係る手数料の免除に関する規則

令和6年3月29日

五所川原地区消防事務組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原地区消防事務組合手数料条例（平成17年五所川原地区消防事務組合条例第19号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、手数料の免除に関して必要な事項を定めるものとする。

(手数料免除に係る災害)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条第1項に規定する激甚災害
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する災害
- (3) 前2号に準ずる災害
- (4) 管理者が必要であると認める災害

(手数料免除の手続)

第3条 手数料の免除を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に掲げるもののほか、必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(手数料免除の決定)

第4条 管理者は、前条に規定する申請を審査し、承認したとき又は不承認としたときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(免除の取消し)

第5条 管理者は、手数料の免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、手数料の免除の承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により手数料の免除を受けていることが判明したとき。
- (2) 手数料の免除の事由に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により、手数料の免除の承認を取り消すときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除承認取消し通知書（様式第3号）により当該承認を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により手数料の免除の承認を取り消したときは、期日を定めて当該手数料を納付させるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書

年 月 日

五所川原地区消防事務組合管理者

申請者
住 所
氏 名

所有者等	住 所	電 話	
	氏 名		
仮貯蔵・仮取扱いの場所			
納 付 す べ き 金 額			
免 除 申 請 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、役職、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

五所川原地区消防事務組合
管理者 印

危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除（承認・不承認）決定通知書

年 月 日に申請のありました危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請手数料の

免除については、次のとおり 承認する・承認しない ことに決定したので通知します。

所有者等	住 所	
	氏 名	
納 付 す べ き 金 額		
免 除 す る 金 額		
承認理由又は不承認理由		

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

五所川原地区消防事務組合
管理者 印

危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除承認取消し通知書

年 月 日に承認した危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認申請手数料の免除について、下記のとおり取消しますので通知します。

つきましては、免除しました手数料を 年 月 日までに納付してください。

【理由】番号に○の付いているもの

- 1 虚偽の申請その他不正な方法により手数料の免除を受けていることが判明したため。
- 2 手数料の免除の事由に該当しなくなったため。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）